

「いわきのめぐみ」ロゴマークの使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、「いわきのめぐみ」ロゴマーク（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(ロゴに関する権利)

第2条 ロゴに関する一切の権利は、いわき市（以下「市」という。）に属する。

(使用の届出)

第3条 非営利を目的としてロゴを使用しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用届出書（第1号様式）を、ロゴを使用する10日前までにいわき市長（以下「市長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 新聞、テレビ、雑誌等の報道関係機関が報道目的に使用する場合
- (2) 市が主催するイベント等で使用する場合
- (3) 市が共催・後援するイベント等で使用する場合

2 使用届出書を提出した者（以下「届出者」という。）は、届け出た内容に変更が生じた場合、前項に基づき、改めて使用届出書を提出しなければならない。

3 届出者は、ロゴを使用する必要がなくなったときには、その旨を申し出なければならない。

(使用の申請)

第4条 営利を目的としてロゴを使用しようとする者は、あらかじめ市長の許諾を受けなければならない。

2 前項の許諾を受けようとする者は、使用申請書（第2号様式）に次の書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) ロゴの使用状況がわかる完成見本等
- (3) その他市長が必要と認める書類

(使用の許諾)

第5条 市長は、前条の使用申請があった場合は、その内容を審査し、当該使用が市製品の推進や市のPRに寄与すると認めるときは、使用の許諾（以下「使用許諾」という。）をすることができる。この場合においては、市長は必要があると認める場合には、ロゴの使用方法その他について、条件を付することができる。

2 市長は、使用許諾を行ったときは、使用許諾書（第3号様式）を申請者へ送付する。

(使用の制限)

第6条 ロゴの使用が次の各号のいずれかに該当する場合は使用できない。

- (1) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (2) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合

- (3) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援する恐れがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) ロゴの使用によって、誤認または混同を生じさせる恐れがあると認められる場合
- (7) ロゴのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
- (8) ロゴの使用が適当でないと認められる場合
- (9) その他市長が不適当と認める場合

（使用料）

第7条 ロゴの使用料については、当分の間、無料とする。

（地位の承継）

第8条 相続人、合併により設立される法人その他使用者の一般承継人は、当該使用者が有していた使用許諾に基づく地位を承継することができる。

（使用上の遵守事項）

第9条 ロゴを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、「いわきのめぐみV I マニュアル／ロゴガイドライン」を遵守し、使用するロゴは市から提供されたデータを使用すること。
 - (2) 定められた色及び形等を正しく使用し、デザインの改変などの応用使用はしないこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。
- 2 ロゴの使用許諾を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 許諾された内容により使用し、市長の指示する条件に従うこと。
 - (2) 許諾を受けたものは、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
 - (3) ロゴを使用した商品等には、「いわき市」の表記を付すこととし、その完成品は、速やかに提出を行うこと。ただし、市長が認めた場合は、この限りではない。

（許諾内容の変更等）

第10条 ロゴの使用許諾を受けた者が使用許諾の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ使用変更申請書（第4号様式）を市長に提出し、市長の許諾を受けなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、使用変更許諾書（第5号様式）を交付する。

（許諾の取消し等）

第11条 ロゴの使用者（使用許諾を受けた者を除く。）が、この規程に違反したとき、市長はその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

- 2 ロゴの使用許諾を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合、市長は使用許諾取消通知書（第6号様式）を交付してその使用許諾（前条の追加又は変更の許諾があったと

きは、その追加又は変更後のもの。以下同じ。)を取り消し、使用者に対し、使用物件等の回収等の措置を請求することができる。使用者は、使用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 使用者がこの規程に違反した場合
- (2) 使用者が第5条の使用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第6条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他、ロゴの使用継続が不相当であると認められた場合

3 市長は、前項の規程による使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

4 市長は、使用者にロゴの使用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(使用の非独占性等)

第12条 この規程による使用許諾は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴを使用する権利を付与し、かつ、商品、使用者等について市の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 市は、この規程による使用届出及び使用許諾の申請に要した費用及び使用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 市は、使用者がロゴを使用したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴを使用したことにより第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、市に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 市長は、ロゴの使用届出及び使用許諾の状況等について、広く使用促進を図る観点から、公開することができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、いわき市農林水産部農業振興課が行うものとする。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、ロゴの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年3月6日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。